

## 都市文化研究センターの活動内容

**都市文化研究センターの設立と事務局の設置** 「拠点形成計画調書」(以下、「調書」)では、「6．拠点形成の目的・必要性」の「【 】本拠点形成の目的と特色」において、  
文学研究科に研究教育拠点として「都市文化研究センター」(仮称、以下「センター」)を設ける。

と述べているように、COEの研究活動を通して作り上げようとしている研究教育拠点そのものが「センター」なのである。このことは、平成14年9月18日に実施されたヒヤリングでも表明したところである(以下「ヒヤリング」)。

「センター」の組織・運営などについては、「調書」7 - 1 . 研究拠点形成実施計画」の「【 】研究教育チームの設定と研究の推進」の項に、

事業推進担当で構成する「センター会議」が事業の推進を全体的に統轄する。

「センター会議」のもとに常任委員会、各チームの「運営委員会」、「事務局」を置く。常任委員会は拠点リーダーと副リーダーで構成する。「運営委員会」は副リーダーを中心に運営する。「事務局」に事務担当者を複数名雇用する。

と述べている。これにもとづいて、平成14年11月1日の文学研究科教授会にて、以下の平成14年10月1日付けの「都市文化研究センター規程」(以下「規程」)を制定した。「センター」の設置とこの規程は、11月11日の部局長会で承認された。

### 都市文化研究センター規程

(設置および目的)

第1条 大阪市立大学都市文化研究センター(以下センターという)を大阪市立大学文学研究科に置く。センターは、国際学術交流を基礎としつつ、都市を文化の視

点から学問的に研究し、その成果を社会に発信することを目的とする。

(事業)

第2条 センターは、前条の目的を達成するため、おおむねつぎの事業を行う。

- (1) 都市の文化にかかわる研究調査に関すること
- (2) 都市の文化に関する資料の収集と公開に関すること
- (3) サブセンターの維持運営と、そこにおける研究教育に関すること
- (4) 図書および雑誌の編集並びに刊行に関すること

(組織)

第3条 センターにつぎの所員を置く。

- 1 所長1名 副所長3名 所員
- 2 所長は、「21世紀COEプログラム」(以下COE)の拠点リーダーをもってこれにあてる。
- 3 副所長は、COE副リーダーをもってこれにあてる。
- 4 所長・副所長以外の所員は、大学教員、博士研究員、COE研究員その他をもってこれにあてる。

(職務)

第5条 所長は、文学研究科長の命を受けて、センターの業務を掌理し、所属員を指揮監督する。

- 2 副所長は、所長を補佐し、センターの業務を掌理し、所属員を指揮監督する。
- 3 副所長のうち互選により選ばれた1名は、所長に事故あるとき又は所長が欠けたときは、所長の職務を行う。

(運営)

第6条 センターの適切かつ円滑な運営をはかるため、常任委員会、センター会議ならびに全体会議を置く。

- 2 常任委員会は、所長・副所長で構成し、センターの運営に関する事項を検討し、

適宜センター会議に提案する。

3 センター会議は、事業推進担当者によって構成し、センターの運営に関する事項を決定する。

4 所長、常任委員会、センター会議は、センターの所員全員による全体会議を開催して、センターの運営に関する意見を聴取することができる。

(研究チーム)

第7条 センターに研究チームを置き、センターの目的にしたがって事業を推進する。

(サブセンター)

第8条 センターのサブセンターを海外に置く。

2 サブセンターの運営は、各サブセンターごとに設ける運営委員会が、常任委員会の指示を受けつつ行う。

3 サブセンター運営委員会は、大阪市立大学教員である所員若干名をもって構成する。

(ホームページ委員会)

第9条 センターにホームページ委員会を置く。

2 ホームページ委員会は、大阪市立大学教員である所員若干名で構成し、つぎの業務を行う。

- (1) センターのホームページの立ち上げと管理
- (2) COE 事業にかかわるデータベースの構築
- (3) 前項のデータベースの公開および管理
- (4) その他ホームページおよびデータベースに関すること

(文学研究科叢書編集委員会)

第10条 センターに文学研究科叢書編集委員会を置く。

2 文学研究科叢書編集委員会は、大阪市立大学教員である所員若干名で構成し、つぎの業務を行う。

- (1) 文学研究科叢書の編集および刊行
- (2) その他文学研究科叢書に関すること

(都市文化研究編集委員会)

第 11 条 センターに都市文化研究編集委員会を置く。

2 都市文化研究編集委員会は、大阪市立大学教員である所員若干名で構成し、つぎの業務を行う。

- (1) 学術雑誌『都市文化研究』の編集および刊行
- (2) その他『都市文化研究』に関すること

以上の「規程」により、都市文化研究センター所長には、拠点リーダーである阪口弘之が、また同副所長には、拠点副リーダーである金児暁嗣・山野正彦・栄原永遠男が就任した。ホームページ委員会の委員長は水内俊雄、文学研究科叢書編集委員会の委員長は井上浩一、都市文化研究編集委員会の委員長は仁木宏である。

以上の内容を図示すると、つぎのようになる。この図は「ヒヤリング」で配布したものである。

(都市文化研究センター組織図(1)参照)

以上の「規程」の内容を実施していくために、COE 事務室(119室)、COE 会議室(121室)、COE 資料室(120室)を設置した。また、常任委員会に常任委員長を置き、その下に事務局を設置した。常任委員長は栄原永遠男である。事務局には、教員3名(井上浩一、三上雅子、田中一彦)、事務員3名が所属し、常任委員長を含めて総勢7名の体制を整えている。

COE 事務局は、COE 関係の各種委員会の活動、各サブセンターの活動、COE 関係室の管理その他を把握するとともに、それにとりまなう諸種の事務を取り扱っている。

また、COE 事務室には、各種の情報機器類等を備え、COE 関係のさまざまな研究活動等に必要な場合、貸し出しができる体制を整えている。

**国際学術交流とサブセンターの設置** 「調書」 「7 - 1 . 研究拠点形成実施計画」の「【 】国際学術交流の推進」に記し、「ヒヤリング」でも述べたように、「現在、文学研究科と同大学との間で「大阪市立大学プロジェクト研究」として「大阪市とハンブルク市をめぐる都市・市民・文化・大学」の共同研究を継続中である」。

そして、大学間協定を結んでいるドイツ・ハンブルク大学に加えて、文学研究科は、イギリス・ロンドン大学、ドイツ・日本文化センター「恵光」、タイ・チュラロンコン大学、インドネシア・ガジャマダ大学およびインドネシア国立芸術大学、中国・華東師範大学と、部局間の学術交流協定を結んでいる。

また、韓国・ソウル大学、台湾国立政治大学、フィリピン・スカラブリニ移民研究所、オーストラリア・ニューサウスウェールズ大学その他の研究者とも共同研究を進め、学術交流協定を結ぶ準備を進めているところである。

「調書」の同箇所では、

当面ハンブルク市・バンコク市・ジョクジャカルタ市・上海市にサブセンターの施設を確保し、センターと各サブセンター間のネットワークを形成して共同研究推進の基地とする。同種のサブセンターは、必要に応じて増設する。

としている。さらに、「調書」 「7 - 2 . 年度別の具体的な研究拠点形成実施計画」の項で、平成14年度には、

ハンブルク市・バンコク市・ジョクジャカルタ市・上海市にサブセンターを設置する。

ハンブルク大学・チュラロンコン大学・ガジャマダ大学・華東師範大学等と研究者・PD・大学院生を交換して研究教育交流基盤を確立する。

また平成15年度に、

北京市、ロンドン市にサブセンターを増設する。

中国社会科学院・ロンドン大学と研究者やPD・大学院生を交換して研究教育交

流の基盤を確立する。

と計画している。

これらの「調書」の計画にしたがって、まず学术交流協定を締結した各大学と交渉を積み重ね、各サブセンターの立ち上げに全力を注いできた。

その結果、ハンブルク大学、チュラロンコン大学、華東師範大学、ロンドン大学内に各1～2室を確保し、またインドネシアのジョクジャカルタ市には、民間施設と契約を結んで、それぞれサブセンターとすることができた。

各サブセンターの運営は、それぞれの運営委員会によって行われている。各運営委員会の委員長は以下の通り。この委員長が、各サブセンターの所長である。バンコク：山野正彦、ジョクジャカルタ：山野正彦、上海：栄原永遠男、ハンブルク：阪口弘之、ロンドン：阪口弘之。なお、上海サブセンターについては、山口久和・水内俊雄の2人が副所長である。

各サブセンターごとに、看板でその旨を表示し、パソコン一式、ファックス、電話、コピー機その他の必要機器を備え付け、研究・事務連絡環境を整えた。残る北京については、現在、学术交流協定を結び、サブセンターを開設すべく、交渉中である。

**研究チームの編成と運営** 「調書」7 - 1 . 研究拠点形成実施計画」の「【 】研究教育チームの設定と運営、研究教育の推進」では、

「都市文化研究センター」に次の3つの研究教育チームを設け、学术交流協定を締結した諸大学の研究者と協力して、文化に焦点を当てて都市を研究する。各チームは、研究機能とともに教育機能を有する。

A 比較都市文化史研究 B 現代都市文化研究 C 都市の人間研究

また「調書」7 - 2 . 年度別の具体的な研究拠点形成実施計画」の平成14年度の項では、

初年度は、A B Cの3つの研究教育チームの編成、サブセンターの設置とこれに関係する大学との研究交流の基盤整備に力を注ぐ。そのために(a)～(d)を行う。

(a) 各チームに参加する研究者・大学院学生（COE 研究員）を決め、「運営委員会」を設ける。

としている。これらにもとづき、「事業推進担当者」が、あらかじめ「調書」で決めていた通りに3チームに分属した。各チームの責任者はつぎの通りである。Aチーム：栄原永遠男、Bチーム：山野正彦、Cチーム：金児曉嗣。

さらに、文学研究科の助教授以下の教員を対象として、参加を募り、応募のあった中から9人に各チーム3名ずつ参加してもらった。また、各チームの研究内容と関わりの深い教員についても、適宜「事業推進協力者」として参加をお願いしている。

これらのメンバーにより、ABC 3チームの運営委員会を構成し、研究・事業活動の運営にあっている。

ABC 各チームは、チームとしての研究テーマ、所属教員の専門等を考慮して、各サブセンター運営委員会と協力しつつ、その運営に責任を負うことになっている。Aチーム：北京、上海、Bチーム：バンコク、ジョクジャカルタ、上海、Cチーム：ハンブルク、ロンドン。

COE **研究員の採用** 「調書」「6. 拠点形成の目的・必要性」の「【 】本拠点形成の目的と特色」において、

将来この分野の研究を担い、本拠点の研究を継続しうる若手研究者を育成する。

とうたい、また「調書」「7-1. 研究拠点形成実施計画」の「【 】研究教育チームの設定と研究の推進」の項では、

後期博士課程大学院学生を、各自の研究計画にもとづいて、COE 研究員として

各チームに参加させ、本拠点の将来を担う若手研究者として養成する。

と記し、「調書」「7-2. 年度別の具体的な研究拠点形成実施計画」の平成14年度の項では、前掲のように、「各チームに参加する研究者・大学院学生（COE 研究員）を決め」としている。

これらにもとづき、平成 14 年 11 月 1 日の文学研究科教授会で、つぎの「申合せ」を承認した。

若手研究者の自発的研究活動に必要な経費に関する申合せ

(目的)

第 1 条 都市文化研究センター(以下センターという)に優秀な若手研究者を確保し、かつ、優れた若手研究者が自由な発想で研究活動を行うための経費(以下経費という)の使用に関して、この申合せを定める。

(応募資格)

第 2 条 経費支給対象者の選定(以下選定という)に応募する資格のあるものは、つぎの各号に該当するものである。

- 1 博士後期課程に在学している学生
- 2 博士課程修了者
- 3 世界的な研究拠点を形成するために必要かつ優秀なものであること
- 4 他から類似の経費の助成を受けていないもの

(選考手続)

第 3 条 選定に応募するものは、つぎの書類を提出しなければならない。

具体的な研究活動計画書、業績目録、履歴書

第 4 条 選定は、大阪市立大学教員であるセンター所員によって構成される選定委員会が案を作成し、学長が決定する。

第 5 条 選定人数は 30 名を越えることができない。

(受給条件)

第 6 条 経費の受給者は、以下の各号を遵守しなければならない。

- 1 センターの事業に必要な研究活動を行うこと
- 2 領収書など経費の用途、金額を証明できる書類等を提出すること



第7条 経費の支給は、単年度契約による。

ここでいう「若手研究者」とは文部科学省の用語であり、「センター」ではCOE 研究員と称している。この「申合せ」にもとづいて、COE 研究員を広く全国に公募した。課程博士論文・論文博士論文との関係から、各専修ごとに三～四名程度の推薦とした。各専修には、博士課程院生・ODに対する説明会を開催すること、趣旨を十分に説明することを要請した。

平成14年11月30日に締切ったところ、39名の応募があった。常任委員会、センター会議にて選考した結果、26名の採用を決定した。ついで、12月26日(木)午後4時30分から6時すぎまで、法学部棟6階第2会議室にて、辞令交付、説明会を開催した。

COE **研究員に対する教育** 次に、COE 研究員に対する教育については、「調書」「8. 教育実施計画」の「【 】教育実施計画の背景」に、

本研究科ならびに国内外の大学の優秀な後期博士課程大学院学生を、研究計画書にもとづいて、3研究教育チームのいずれかに参加させる。

と述べ、また同「【 】教育の基本方針」では、

文学研究科の後期博士課程は3つの専攻によって構成され、各専攻はいくつかの専門分野に分かれている。これまでの後期博士課程大学院学生に対する教育は、ややもすれば専門分野の枠内で行われてきた。しかし、本拠点の教育は、これにとらわれないで行う。世界から優れた研究者を招聘し、専門分野や、場合によっては専攻にまたがるゼミナールを開き、これに参加するCOE 研究員の視野の拡大と研究の充実を図る。

3チームには、上記専門分野を超えて研究者が参加している。COE 研究員をこれに参加させることにより、都市の文化に関する幅広い識見を身につけさせる。これによって、従来の専門分野にとらわれていたのでは得られない有効な研究視角を

定めさせる。

COE 研究員を対象とするサマースクールを開き、国内外の優れた研究者や事業推進担当者等により、フィールドワークや調査研究の方法、学会における発表方法の指導を徹底して行う。

優秀なCOE 研究員には、サブセンターなどでの長期海外研修や、国際学会または3チームで行う研究会での発表の機会を与え、研究活動を活性化する。また、本学のTA制度やRA制度を活用し、後輩の指導を通じて能力を発揮できる場を保障する。

本プログラムにより学位を取得したCOE 研究員については、学長に申請して都市文化研究センターの博士研究員として採用する。これによって、業績の優れた大学院学生を経済的にも支援し、さらなる研究発展の場を保障するとともに、本拠点の将来を担う若手研究者として養成する。

研究拠点ホームページ上で、かかる諸制度を国内外にアピールし、優秀な大学院学生をCOE 研究員として確保することに努める。

COE 研究員が本拠点に参加してあげた研究成果の内容は、ホームページにて公表するとともに、『都市文化研究』もしくは『大阪市立大学文学研究科叢書』に掲載する。

と詳細に計画している。目下のこの計画に従って、教育を実施中である。

については、すでに実施している。COE 研究員にABC チームの研究会で、順次研究発表させている。その成果の一部は、 のように『都市文化研究』に掲載している。

については、国際ナショナル・スクールの制度を実施することを、平成 15 年 1 月 24 日の文学研究科教授会において承認した。以下は、その際の説明文である。

国際ナショナル・スクールとは、文部科学省の21世紀COEプログラムの研究拠点「都市文化研究センター」に附属する教育組織であり、文学部・文学研究科という既存の組織に加えて、国際的な教育研究を推進するために平成15年度に設置さ

れた。

受講生はCOE 若手研究者（海外・国内）、留学生を優先するが、文学部・文学研究科の学生も受講することができる。

授業は主として日本語で行なわれる。外国語が用いられる場合、日本語の同時通訳もしくは説明がある。

については、COE 研究員で学位を取得したものは、大阪市立大学の制度整備にともなって、「博士研究員」として採用される可能性が出てきている。

（『都市文化研究』1、2003年3月）